



第7章 資料編

資料1 計画策定の経緯

日 時	内 容
平成23年 2月1日～2月28日	【市民意識調査】 ①一般市民調査／②若年者調査／③社会福祉活動団体調査
平成23年6月27日	【第1回策定委員会】 ・地域福祉の概要について ・知立市の現状について ・スケジュール等について
平成23年 8月16日～8月25日	【庁内ヒアリング】 ・ヒアリングシートにて関係各課等への聞き取り調査
平成23年11月15日	【社会福祉協議会ヒアリング】 ・ヒアリングシート及び面談にて聞き取り調査
平成23年12月1日 平成24年1月20日 1月27日	【地域ワークショップ】 ・牛田町（全3回）にて、地域の福祉課題等を検討
平成24年2月2日	【第2回策定委員会】 ・地域ワークショップ（牛田町）の結果報告について ・地域福祉計画案の検討について
平成24年1月26日、 2月3日、2月16日	【障がい者団体ヒアリング】 ・ヒアリングシート及び面談にて聞き取り調査
平成24年 2月6日～2月15日	【庁内確認】 ・地域福祉計画（案）について、関係各課へ確認・意見募集
平成24年2月27日	【第3回策定委員会】 ・地域福祉計画案の検討について
平成24年3月4日 ～3月21日	【パブリックコメント】 ・市HP、公民館等での閲覧により、計画案に対する意見募集
平成24年3月27日	【第4回策定委員会】 ・パブリックコメント結果について ・地域福祉計画案の最終承認

資料2 知立市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める知立市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、知立市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査し、及び協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から知立市地域福祉計画が策定される日までとする。ただし、所属する機関の役職等をもって委嘱されたものの任期にあつては、その役職者にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が必要に応じて招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定部会)

第7条 委員会に次に掲げる事項を処理するため、知立市地域福祉計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 地域福祉計画基礎指標等の資料収集、分析及び分析結果の検討協議に関すること。
- (2) 地域福祉計画案の策定に関すること。
- (3) 地域福祉計画案の総合調整に関すること。

2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、委員の互選により定め、副部会長は部会長が指名する。

5 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉子ども部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

資料3 知立市地域福祉計画策定委員名簿

機 関	団体名等	役職名	名 前
地域住民代表	一般公募委員	—	山本恒慈
福祉関係等 諸団体の代表	知立市社会福祉協議会	会長	岩堀行雄
	知立市区長会	会計監査	渡辺憲治
	知立市民生・児童委員連絡協議会	会長	◎伊藤隆俊
	知立市身体障害者福祉協議会	会長	○保田了一
	知立手をつなぐ育成会	会長	後藤直子
	特定非営利活動法人 かとれあ福祉ネット	代表	鈴木和幸
	知立市子ども会連絡協議会	副会長	宮田裕治
	知立市老人クラブ連合会	会長	宮崎忠男
学識経験者	国立大学法人 愛知教育大学	理事・副学長	都築繁幸
市職員代表	福祉子ども部長	—	毛受秀之
	保険健康部長	—	清水辰夫

◎：会長 ○：副会長

(順不同：敬称略)

知立市地域福祉計画

平成 24 年度～28 年度

発行年月：平成 24 年 3 月

発 行：知立市

〒472-8666 愛知県知立市広見 3 丁目 1 番地

電話(0566) 83-1111 (代表)

編 集：福祉子ども部 福祉課
